

令和2年3月9日

教 職 員 各 位

学長 谷 岡 郁 子

## 新型コロナウイルス感染症対策についての基本方針（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大については、感染経路を追えない事例が複数判明しており、WHOからも緊急事態宣言が発せられる中、文部科学省や厚生労働省等々より様々な情報提供や要請が行われているところです。

特に、文部科学省をはじめ、愛知県、名古屋市などの自治体からは感染拡大を防ぐために、小・中・高等学校等の臨時休校などを適切に実施するように要請がなされ、また、集団感染が発生するおそれがある場合には、関係する施設の休業やイベントの自粛など、必要な対応を行うように要請が行われております。

こうした状況を踏まえ、本学としては国などから示される要請に対しては真摯に受け止めながら、必要な感染予防対策を講じていく考えでいます。

つきましては、下記に示す基本方針のもとにいくつかの予防対策と、感染が発生した場合の対応などについて定めましたのでご理解とご協力をお願い致します。

なお、この方針や対応については、現時点でのものであり、今後の社会情勢や感染の拡大状況等を踏まえて、随時変更する必要があることを申し添えます。

### 記

#### 1. 基本方針

- (1) 本学に関係する全ての人々の生命の安全と健康を守ることを第一義とし、教育活動に与える被害の最小化を図る。
- (2) 学内の予防対策等については迅速に意思決定し、学生、教職員等への速やかな周知・徹底を図る。

#### 2. 予防対策

- ①手洗い、うがい、アルコール消毒、マスクやビニール手袋等の着用を励行。
- ②検温など日頃の健康状態を個々に管理し、発熱など体調がすぐれない場合は、自宅静養する。
- ③教室、実験、実習室など共通スペースを清潔に保ち、室内の換気を適宜行うとともに使用する機器・備品、施設・設備などについては、その管理者のもとに定期的な消毒を励行。
- ④次のような不特定多数の人が多く集まって過ごすような場所への参加は、自粛する。
  - 映画館、スポーツジム、各種イベント
  - ビュッフェスタイルの食堂
  - 換気の悪い空間等
- ⑤県内外への出張は、必要最小限に止める。
- ⑥課外活動（練習・試合・合宿等）については、3月末まで以下のことを厳守。
  - ・課外活動は原則自粛。
  - ・部活動を行う場合は、感染症予防を徹底し、大学からの指示事項を厳守する。
  - ・練習等を行う場合、学外者（本学が委嘱している指導者は除く。）の学内立ち入りは禁止。
  - ・合宿等は原則自粛とするが、特段の事情があり実施したい場合は、その理由と予防対策を明記し、学長の許可を得る。

### 3. 感染者が出た場合並びに感染者と濃厚接触がある場合の学内対応について

対 象 者	対応・措置	出校・出勤の措置
学生及び教職員が感染した場合	<p>感染が判明した日から、原則2週間全校一斉休校とする。</p> <p>※一斉休校については、感染経緯・経路、感染者数、濃厚接触者数等の状況を総合的に検討した上で学長が決定する。</p>	<p>当該学生は、完治するまで出校停止とする。医師等の完治した証明書をもって出校可能とする。</p> <p>その他の学生は、左記の期間は出校停止、原則自宅学習とする。</p> <p>当該教職員は、完治するまで出勤停止とする。その間は職務専念義務免除扱いとする。医師等の完治した証明書をもって出勤可能とする。</p> <p>その他の教職員は、左記の期間は出勤停止、原則自宅研修とする。</p>
学内業者の従業員（掃除・警備・運転手・食堂・購買等）が感染した場合	<p>感染が判明した日から、原則2週間全校一斉休校とする場合がある。</p> <p>※一斉休校については、感染経緯・経路、感染者数、濃厚接触者数等の状況を総合的に検討した上で学長が決定する。</p>	<p>当該感染者は感染が判明した日から原則2週間大学への立ち入りを禁止し、その後の営業活動については、大学と当該企業とで協議する。</p>
学生及び教職員の同居家族が感染した場合	<p>感染者と濃厚接触のある学生及び教職員は、同居家族の感染が判明した日から原則2週間出校（出勤）を停止する。</p>	<p>当該学生は、左記の期間は出校停止、原則自宅学習とし、感染症に罹患していない又は登校可能なことを医師等の証明書をもって出校可能とする。</p> <p>当該教職員は、左記の期間は出勤停止、原則自宅研修とし、感染症に罹患していない又は出勤可能なことを医師等の証明書をもって出勤可能とする。</p>
取引先の企業や学校関係者で、本学を訪問された方が、感染していた場合	<p>当該感染者と濃厚接触のある学生及び教職員については、原則2週間程度の出校（出勤）停止する。</p>	<p>当該教職員については、左記の期間は出勤停止、原則自宅研修とし、感染症に罹患していない又は出勤可能なことを医師等の証明書をもって出勤可能とする。</p>

<p>学生及び教職員が参加した学外の各種イベント会場等で、感染者が出た場合</p>	<p>イベント会場等で感染者と濃厚接触の可能性があると思われる学生及び教職員、及びその後、学内において2次的に濃厚接触の可能性があると思われる学生及び教職員は、原則1週間の自宅研修とする。</p>	<p>当該学生は、左記の期間は出校停止、原則自宅学習とする。 当該教職員は、左記の期間は出勤停止、原則自宅研修とする。  当該学生・教職員ともに、その後の対応については健康状態等を踏まえて判断する。</p>
---	--	---

注) 学生・教職員やその家族、学内外の業者等関係者において、感染が疑われる場合、感染した場合、感染者と濃厚接触がある場合等、速やかにその情報を学生にあっては学務課へ、教職員や学内外の業者等関係者は、総務課へ届出・報告すること。

#### 4. 感染が疑われる場合の措置について

- (1) 教職員は発熱、悪寒、だるさ等、感染が疑われる症状がある場合は、無理せず自宅で静養すること。また、不調が続く場合は(37.5度以上の熱が4日以上など)、保健所に相談のうえ、医療機関で受診し、受診結果について遅滞なく総務課へ報告すること。
- (2) 学生及びその家族が罹患した場合、その状況について学生及び教職員は遅滞なく学務課へ報告すること。

#### 5. 教職員の勤務について

- (1) 教職員本人が、当該感染症に罹患した場合は、原則2週間の出勤停止とする。この場合、インフルエンザ感染時と同様に職専免の取扱いとする。
- (2) 出勤停止となった場合、教職員は後日、総務課へ「職務専念義務免除願」又は「自宅研修願」を提出すること。

#### 6. その他

本通知で定めた以外に問題が生じた場合などは、適宜総務課へご相談下さい。